

## 令和4年度 第1回松戸市介護保険運営協議会議事録

開催日時	令和4年5月19日(木)午後2時から午後3時20分まで
開催場所	松戸市役所新館7階 大会議室(一部オンラインにて実施)
出席委員	川越正平 委員(会長)
	久留善武 委員(副会長) ※オンライン出席
	滝本実 委員
	鈴木英男 委員
	手島宏明 委員
	石山麗子 委員 ※オンライン出席
	鈴木麗子 委員 ※オンライン出席
	小泉裕史 委員 ※オンライン出席
	小松崎康文 委員 ※オンライン出席
	安西順子 委員 ※オンライン出席
	小川早苗 委員
	小島可代子 委員
	中村朋恵 委員 ※オンライン出席
	原田信子 委員 ※オンライン出席
	丸田敬子 委員 ※オンライン出席
	市澤浩明 委員

### 事務局出席者(一部オンライン出席)

福祉長寿部	楊井部長、田中審議監、中沢参事監
高齢者支援課	長島課長、木村補佐
介護保険課	高橋課長、横山専門監、伊藤補佐、松崎補佐、塩田主幹、 須志原主査、蟹江主査、新里主査、木戸主査、 千代間主任主事
地域包括ケア推進課	川鍋課長、上原補佐、小野主幹、山本保健師

地域包括ケア推進課地域支援担当室 斎藤室長、加藤補佐

傍聴者

4名

## 令和4年度 第1回松戸市介護保険運営協議会議事録

日時：令和4年5月19日（木）

午後2時00分～午後3時20分

場所 市役所7階大会議室

（会長）

それでは、第1回松戸市介護保険運営協議会を始めたいと思います。  
まず、会議の公開についてですが、当会議は公開の会議となっております。〇〇様から、本日の会議を傍聴したいとのことあります。これを、許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

どうぞ、お入りください。

<傍聴者入場>

（会長）

それでは会議次第に添いまして、議事を進めます。  
まず、介護保険運営協議会について、事務局から説明をお願いします。

（介護保険課専門監）

はじめに、この介護保険運営協議会について、ご説明させていただきます。  
参考資料3をお願いいたします。

「介護保険運営協議会で議論する主な事項」についてご説明させていただきます。

表紙をおめくり頂きまして1ページをお願いいたします。本市の介護保険運営協議会では、大きく分けまして、3つの事項についてご議論いただきます。

(1) として、介護保険事業全般の運営状況に関する事項でございます。これは特に次回や第3回で、介護保険事業計画の進行状況を分析し、次期の計画に向けての内容について示させていただきます、ご議論をいただくこととなります。

(2) は地域密着型サービスの運営状況に関する事項でございます。

(3) といたしまして地域包括支援センターの運営状況に関する事項でございます。

本日は会議全体の時間の都合もあり、ご説明は割愛いたしますが、参考資料 4 がございます、地域包括支援センターの運営方針の審議や、年度事業の評価等をご議論いただいております。他市では、これら 3 つの事項を個別の協議会に分けて実施しているところもありますが、本市におきましては、これらが相互に関連することから、現在、この介護保険運営協議会が所掌して運用しております。

2 ページ以降につきましては、3 つの役割についての根拠関連規定を記載いたしました。先程、介護保険運営協議会で議論する事項として挙げた 3 つの事項に対し、それぞれこの協議会での審議や意見聴取が必要である事の根拠を挙げさせていただきます。

運営協議会を設置する根拠といたしましては、参考資料 3 別紙にてお配りさせていただきます。松戸市介護保険条例の第 5 条となっており、委員の皆様に関する規定も記載されております。

第 5 項の記載に「協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とございますが、この会議は原則として公開であり、資料につきましても公開資料となるものでございますが、議題の内容により、資料を回収させていただく場合や、この規定の通り個人情報等秘密に属するものに当たる場合もございますので、ご承知おき頂きますようお願いいたします。

また、第 6 項に記載の規則につきましては、参考資料 3 別紙の裏面がございます、「松戸市介護保険運営協議会の組織及び運営に関する規則」によりまして、運営をしてまいります。

次に、会議に至るまでの流れについて、ご説明いたします。

まず、議題となる資料については、約 1 か月前に送付させていただきます。委員の皆様については、指定期日までに議題に対する質問がある場合は、事務局あてに質問を送付いただきます。その後、事務局から、委員の皆様へ、質問及びその回答を一覧に取りまとめたものを、会議前日までに委員の皆様へ送付させていただきます。委員の皆様については、予め、回答をご覧いただいた上で、会議にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、会議は概ね 1 時間を目安に執り行いますので、当日は、回答をご覧いただいた上での不明点や特に確認したい場合について、ご発言いただきますようよろしくお願いいたします。会議の円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本会議は、新型コロナウイルス感染予防対策として、一部をオンライ

ン会議としております。今後は、ペーパーレス化など様々な工夫を検討しているところです。傍聴の方々につきましても、オンライン化及びペーパーレス化にむけた配慮を併せて検討しており、今後につきましても、効率的な議事運営にすべく、会議ご参加の皆様にご協力いただきながら、模索してまいります。

本日は、新任の委員の方もいらっしゃいますので、改めてご説明をさせていただきます。

つづいて、本日お配りいたしました、参考資料 1「松戸市の介護保険制度の概要」について、要点のみご説明させていただきます。

表紙をおめくり頂きまして、1 ページ、2 ページは、1. 介護保険制度の仕組みと、2. サービス利用者の類型について記載してございます。3 ページ (2) 松戸市の高齢者数・高齢化率でございます。

これは令和 2 年度現在の介護保険事業計画策定の際に推計したものでございますが、全体の傾向は変わっておりませんので、この図で説明をさせていただきます。棒グラフは松戸市の住民基本台帳人口ベースで、色分けで年齢を示しております。また、上の折れ線グラフは、65 歳以上の高齢者数の伸びを、下段の折れ線グラフは 75 歳以上の高齢者数の伸びを示しております。

令和 3 年度の人口では、記載は当時の推計値 (497, 376 人) になっておりますが、実績値としまして、令和 3 年 10 月 497, 614 人となっております。ご覧いただけますように、65 歳以上の高齢者全体も伸びておりますが、75 歳以上の方も増加傾向にあるということがわかります。いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となります、令和 7 年、2025 年 (3 年後) には約 8 万人、人口比約 16.4% となると推計されておまして、要介護者の比率の多い 75 歳以上の後期高齢者の増加が今後予想されているところです。

4 ページをお願いいたします。(3) 松戸市の要介護認定者数等でございます。こちら令和 2 年度に推計したものでございます。令和 3 年の記載は当時の推計値になっておりますが、実績値としまして、令和 3 年 10 月は 23, 545 人となっております、若干推計を上回っております。棒グラフが認定者数でございますが、やはり高齢化の進展に伴って増加をしております。また、65 歳人口に対する認定率を折れ線グラフで表しておりますが、令和 17 年には約 33, 000 人、23.4% となっております、75 歳以上の後期高齢者の増加により認定者数についても増加が見込まれております。

5 ページ、(4) 松戸市の一人暮らし高齢者数の推計でございますが、こちらにつきましても令和 2 年から今後令和 12 年を見据えますと、14.2 パーセント伸びるものと推計しております。

次に、6 ページは、3. 介護サービスの類型でございます。続いて 7 ページは、(2) 地域密着型サービスの概要でございます。これは平成 18 年からスタート

いたしましたサービスでございまして、特徴が何点かあります。

1. として、原則として、その市の住民のみが利用可能ということ。

2. としまして、地域単位で適正なサービス基盤整備を行うということで、松戸市は日常生活圏域が 15 あり、サービス整備の場合は、常盤平団地地区を常盤平地区に含めて 14 圏域で考えますが、この日常生活圏域単位で必要整備量を決めて整備できることとすとか、小規模多機能等、重度者向けの在宅サービスは、公募を通じた指定ができることとなっています。

また、地域密着型サービス全体では、条件をつけて指定を行うことができる、というような保険者の権限が担保された制度となっています。

3 番目は、要件はありますが、独自の介護報酬などを設定できることになっています。4 番目は、公平・公正透明な仕組みの確保ということで、運営協議会、本市では、この介護保険運営協議会になりますが、ご意見を伺った上で決定することとなっております。

地域密着型サービスの種類は、下の点線枠内に記載のとおりでございます。

8, 9 ページは、現在の介護保険事業計画期間での、要介護者向けの各サービス、各年度平均のひと月あたりの利用者数の推計、並びに令和 7 年（2025 年）の推計でございます。この推計は、給付実績の傾向、高齢者人口・認定率の状況等を勘案して推計したもので、これをもとに現在の保険料等の財源推計を行ったものでございます。

10 ページは地域支援事業について、11 ページは（1）地域包括支援センターの概要でございます。

12 ページをお願いいたします。（2）松戸市の地域包括支援センター、愛称：高齢者いきいき安心センターの設置状況でございます。各日常生活圏域の 15 箇所と、市役所地域包括ケア推進課内に設置の基幹型包括支援センターの 16 箇所ございます。

13 ページ、6. 費用負担（1）介護保険特別会計の財源構成の仕組みでございます。基本的な財源構成としましては、左側の円グラフにありますように、公費 50%、保険料 50%です。保険料の内訳は 65 歳以上の 1 号被保険者、40～64 歳の 2 号被保険者で、それぞれ 23%と 27%となっております。この割合は人口按分に基づいていて、だんだん高齢者が増えていますので、1 号被保険者の比率が保険料改定のたびに上がっています。

公費の比率は、理論上は、国 2・県 1・市 1 の割合で負担することになっています。なお、包括的支援事業・任意事業には 2 号被保険者の保険料が入らない制度になっていまして、1 号被保険者の保険料を除いた分を国県市が 2 対 1 対 1 で負担することになっております。

14 ページ（2）松戸市介護保険特別会計予算でございます。令和 4 年度予算の

額としては約 396 億円となっております。

15 ページは、予算の詳細でございますので、後程ご覧いただければと存じます。

16 ページ 7.介護保険料 (1) 介護保険料の仕組みでございます。下の図にありますように、第 5 段階を基準額として、所得の状況に応じて、段階別の構成になっています。

17 ページをお願いいたします。保険料段階の上限は、ある程度柔軟な対応が可能で、松戸市の場合は表にございますように、第 18 段階までの設定になっております。所得状況に応じて保険料を払っていただいております。9 割以上は特別徴収、いわゆる年金からの天引きで徴収させていただいております。

尚、18 ページにつきましては、本年度の保険料段階と月額を記載しております。基準額は月額 5,600 円となっております。

以上、参考資料 No.1 の説明とさせていただきます。

参考資料 2 につきましては、本日お配りしております冊子、『いきいき安心プランⅦまつど』の主要な部分を紹介したものでございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

参考資料 4 につきましては、地域包括支援センターの運営方針でございますが、こちらもお目通しいただければと存じます。

以上、介護保険運営協議会についてのご説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

参考資料 No.1 の 6 ページをご覧いただきたいと思います。自分としてわからないので仕組みを説明していただきたいということで、県の持っている指定権限、監督という仕事、市が持っている指定並びに監督というのがこのページで書かれています。その中で気になったのが、特定施設入居者生活介護というのが県の方に入っています。これは当然そういう風に決まっているわけなんです、特定施設以外の施設があります、例えばサービス付き高齢者住宅、これは特定施設と特定施設でないものがあります。そうしますと、特定施設ではない施設についてはどこが管理・監督、指導をするのか、県ですか市ですかというのが質問の趣旨です。

(介護保険課長)

参考資料No.1「地域密着型サービス事業等の状況について」という資料の一番最後の8ページ、A3で少し大きい資料があると思います。この中の右の方を見ていただくと、今委員がご指摘になられたように、特定施設入居者生活介護という欄が右から4つめか5つめかにあると思うのですが、これがいわゆる介護保険法でサービスとして規定されてきているもので、委員が仰った様に、サービス付き高齢者向け住宅のなかで2箇所だけは特定施設入居者施設の指定をとっております。

ただ、それ以外の右の方にサービス付き高齢者向け住宅の指定を受けていないものもありまして、これがまさに委員の質問の部分になります。

加えて、特定施設入居者介護につきましては、いわゆる一般論で介護付き有料老人ホームという言い方をする有料老人ホームがございますが、これが特定施設入居者生活介護にあたるんですけれども、それ以外に右上に住宅型有料老人ホームという欄がございます。これについては特定施設入居者生活介護の指定がないのでこれをどこが管理するのかなというお話かなと思います。

今日保健所の委員さんもお見えになっているので、私がどこまでお答えしていいのかもあるのですが、特定施設入居者生活介護と名前がつく所は介護保険の関係の指定事業者ですので、介護保険法での縛りになります。

住宅型有料老人ホームとかサービス付き高齢者向け住宅というのは、介護保険法での縛りはないです。厳密に申しますと、介護保険法では、住所地特例という他市から人が入ってきた場合の特定施設という扱いがあるので、そこでは関係があるのですが、先ほど委員が疑問に思われた、指導監督とかそういう観点から言えば、介護保険法ではないので、ここの部分については千葉県が所管をしています。法律的に申しますと、住宅型有料老人ホームの方は老人福祉法に基づく管理になりますし、サービス付き高齢者向け住宅は、正式な名前は忘れましたが、高齢者住宅の確保法と老人福祉法との両方の観点からの指導監督になりますので、所管をしているのは千葉県で、一般的に指導に行ったりするのは先ほど申しあげた通り、松戸保健所の監査指導課さんの方がひとまず行くということと、必要に応じて県庁が動くといった分類になります。以上です。

(委員)

市町村の部分については、いろんな監査結果を私も目にするので、わかるのですが、県の方も同じようにやっているとしたら、その結果について公表しているのではないかと思いますけども、これは県のホームページを見ればよろしいですか。お願いします。



(介護保険課課長)

これはもしかしたら松戸保健所さんの方にお答えいただいたほうがいいのかもしれませんが、私たちが承知していますのは、そういったことの内容は公表されていないと思います。松戸保健所の、例えば事業年報の中にどれだけの事業者に対して指導したという数字は載っているという風に認識しておりますけれども、具体的な内容につきましては公表されていないと認識しています

(委員)

はい。わかりました。

(委員)

先ほどもお話があったように、介護保険の関係施設に対して、確かに松戸保健所監査指導課のほうでも実地指導をしています。

指導監督には、行政指導の範疇のものと、行政処分の範疇のもの 2 種類あると思うのですが、松戸保健所がおこなっている実地指導は行政指導であり、これにはより良いケアの確保をするために巡回して指導しているものと、講習会等を通して集団に対して指導しているものがあります。

不正な違反行為とか不正行為については行政処分としてホームページ等で公示したりするのですが、いわゆる松戸保健所で行っている一般的な実地指導に関しては県には全て報告をしていますが、これに関してはホームページに掲載はしていなかったと思います。すみません。分かる範囲でのお答えになります。

(会長)

ありがとうございます。委員、追加質問ありますか。

(委員)

参考資料のNo.2「いきいき安心プランⅦまつど」、この後半の方に 9 ページ以降、指標とありまして、現状、目標この数字が並んでおります。要は、目標値を置いているわけですが、この数字のトレースはどこに記載されるのですか。もともとこの数字を作ったのは、この運営協議会ではありませんので他の所になるかもしれませんが、目標として実績がでるわけですから、当然のことながら数字としては実績が記載されると思いますがいかがでしょうか。

(会長)

事務局よろしくお願いたします。

(介護保険課課長)

まず、この「いきいき安心プランⅦまつど」そのものの所管につきましては、会議体で申しますと高齢者保健福祉推進会議というのがございまして、そちらがいきいき安心プラン全体の策定から進捗管理を行っております。そちらの方で実績報告等を行いますし、今後も次期計画の策定についてはそちらの方で行う予定となっております。この今の数字がどうのという部分は、介護保険の純粋な数字におきましてはこちらの会議でご報告している内容がそのままリンクしてまいりますけれども、予防的な部分ですとか、高齢者一般の施策につきましては、すべて高齢者保健福祉推進会議での報告になります。以上になります。

(委員)

お願いがあるんですが、こういう数字というのは、一部ですけども、「いきいき安心プランⅥ」にもあがっておりました。横並びで矢印が書いてある、前と同じですよという表示が圧倒的で、ただ一部で、3年後にはこういう風にするというのがでておりました。今回Ⅶの中には当然前回の回顧がありますが、一切そういうのがどうなったのかを記載が文章ではあるが数字がないと、これは少しおかしいのではないかと、やはり数字で目標として考えたものであればその結果について記載するべきであると思いますので、何かの機会でお伝えいただきたい。よろしくお願いたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。計画策定の議論に反映させていただければと思います。

(会長)

そのほかいかがでしょうか。無いようでしたら、次の議題に移ります。

続きまして、報告1 資料No.1「地域密着型サービスの状況」について、事務局から説明をお願いします。

(介護保険課課長補佐)

報告1、地域密着型サービス事業者等の状況について特にお伝えしたい点に絞って説明させていただきます。資料1をご覧ください。

1 ページ～5 ページにかけては、令和4年2月末日現在の地域密着型サービスの利用状況を認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護

小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の順に記載しております。

3 ページ、看護小規模多機能型居宅介護の利用状況でございます。2 ページの小規模多機能型居宅介護と同様に利用率を追記しております。利用率の大きな変化はございませんが、利用者のうち日常生活圏域内利用者の占める割合が49.2%と、小規模多機能型居宅介護と比べて低い数値となっておりますが、こちらは看護小規模多機能型居宅介護が未整備の圏域に居住されている方の圏域外利用等があることが主な要因となっております。

7 ページは、令和3年12月1日以降実施した実地指導の結果と、令和4年度の集団指導についての予定を記載しております。実地指導の件数につきまして、3件と例年に比べ少ない件数となっておりますが、これは本年1月頃より見られた、新型コロナウイルスのいわゆる第6波の影響により、市内の介護サービス事業所においても、複数件感染事例が発生したことを受け、実施を見合わせたことが要因となります。なお、1月以降に実施予定であった実地指導につきましては、感染状況等考慮しながら、順次日程を調整し今年度中に実施する予定としております。

また、委員の皆様へ配布した資料につきましては、こちらのページで1か所訂正がございます。2 集団指導、令和4年度実施分の対象①地域密着型サービス事業所、及び②居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の集団指導につきましては、①が8月、②が6月の実施予定と記載しておりますが、7月中の実施予定に訂正をお願いいたします。なお、集団指導につきましては、本年度も動画配信、書面配布の形での実施を予定しております。

以上説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。事前にご提出いただきました質問に関しましては、事務局から紙資料にて配布されております。

(委員)

1件よろしいでしょうか。他にないようですので、少し気になっているのを1つお話させていただきたいと思っております。質問というより要望に近いのですが、実はこの資料1の中の4ページに、特別養護老人ホーム、小型の方ですね。クラスターの発生で入居の方が予定より上手くいかなかったとそんな記載があつて問題はないのですが、クラスターの発生で大変だったと思います。質問としましては、クラスターの発生はどんな状況だったのでしょうか、とい

うことを問い合わせしましたが、個別案件については報告を差し控えるとありました。差し控えなくていいのではないかと思いましたが、いろいろ風評被害を回避するとか、そういうこともあろうかと思えます。

松戸市のコロナの感染者、特にクラスターの発生についても、従来は各施設の名前も出ていましたけれども、途中からコロッと施設名なしで、言うならばクラスターとしての感染者が何日に何人と出るように変わってきたのもそういうことになるかなと容易に思えます。ただ、各事業者さん、陽性者が発生したりすると当然大変な目に合うという風に推測されます。

それで結局、松戸市全体の介護事業所としてはどんな様子だったか、何件発生してあるいはその中で何件何人発生してどれくらいの期間で治まったか、そう言ったことを一度報告していただけるとありがたいと思えます。

ありがたいなっていうのはですね、前から実は介護保険課さんにはお願いしておりまして、コロナの集団の感染が始まった時から、事業者はパニックに襲われるわけですので、やることが山のように出てきて大変になるだろうから、ぜひ介護保険課さんに、介護保険課さんだけではないんですが、いろいろ状況を確認するとか支援をお願いしたいと言っておりました。

その結果というわけではありませんが、昨年2月の介護保険運営協議会で、今介護保険課ではこういう事をやっていますという資料が出ました。グラフで施設の名前はないですが、何日に何人出たということを表に示したり、やったことが書いてあります。この資料を読みますと、市内介護保険指定事業所及びその他の高齢者施設に向け、国県発出の通知等を情報提供として行う。2番目、事業所を訪問します、とあります。陽性者発生の場合、当該施設を訪問、15施設を訪問しましたという報告がありました。この報告のあった2月末までのことだと思いますが、このような感じで、どのように感染対策を行ってきたか教えてもらえれば、我々市民としては安心できるかなと、クラスターが発生して大変な状況になっても、サポートしてもらっている、安心できるかなと思えますので、今すぐでなくても次回にでも簡単に説明していただければと思いますので、どうかよろしく検討をお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。ご主旨は個別のことではなくて、松戸市として特に介護施設で発生したクラスター等についてどのように対策をしていたかの概要を教えていただきたいということでしょうか。どのようにしましょうか。にわかには答えが簡単ではないかもしれませんが、概略だけ今お話いただくかどうか。例えば次回何か数字を報告いただくか、いずれかかと思えます。

(委員)

委員に聞きたいのですが、活用してどうするおつもりでしょうか。今そのまとめをもらって、我々…

(委員)

まとめというか、2月の報告以降の動きを教えてくださいということです。

(委員)

活用するのは何を活用するのか。活用する目的はなんですか。

(委員)

活用というか、その実情を知りたいということです。

(委員)

すみません。現場からすると、施設名が出されると非常に…

(委員)

いやいや、固有名詞は出しません。前回出た資料がありますので、そんな感じのレベルで結構ですよ。

(委員)

私は、前回出ておりませんので分かりません。

(委員)

もちろんそうですね。資料は去年2月の資料です。

(委員)

いや、すごく慎重にしないといけない資料なのではないかと思って。

(委員)

慎重にですか。何が慎重に。

(委員)

この数字が独り歩きしますと、いろんなどころに出てしまっていて、経営する立場上も非常に困ることもあるのではないかと。

(委員)

いえいえ、そんなことはないですよ。

(委員)

さっきご紹介のあった特養さんの件も聞いたけど教えてくれなかったと。私は事務局の判断がごもつともだと思ったんです。

(委員)

それは個別の事情を公にすることはしないということですね。私のした質問があまり良くなかったかなと。

(会長)

ありがとうございます。松戸市として感染に対してどのような対策を講じてくださったかということをも市民の立場としてお聞きになりたいということでしょうか。では、まずは概略をお答えいただけますでしょうか。

(介護保険課長)

過去いろいろあったかもしれません。今年度につきましては、今松戸保健所さんの委員さんもお参加いただいているという所もございますので、どのあたりまでなら出して大丈夫かを含めて松戸保健所さんとも検討させていただきたいと思っております。といいますのは、会議冒頭に申し上げました通り、介護保険の議論をさせていただく場でございますので、本来ここでコロナ対策を議論するという形のものではなく、介護保険運営協議会として、ホームページにすべて資料が載ってしまいますので、どのあたりまで出すことが可能かということは保健所さん含め検討させていただくのと、後は、先ほど委員さんたちのやり取りの中で介護保険課としてなにかやった事はもちろんお答えさせていただきますが、それは全体を表せていないものですから、果たしてそれがどうかというのを検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(委員)

コロナ政策の全面をとということではもちろんありません。介護保険の事業所、施設の中で起こったこと、これがこの介護保険協議会の対象とする分野ですよ。その範囲で調べていただければ結構です。

(会長)

ありがとうございます。また次回ご説明ができるようお願いいたします。

ではその他いかがでしょうか。事前ご質問いただきました委員もいらっしゃると思いますが、もし追加の発言がございましたらお願いいたします。

(会長)

その他いかがでしょうか。無いようでしたら、報告1「地域密着型サービスの状況」についての質疑を終わります。

続きまして、議題1 資料No.2「地域密着型サービス等の指定」について、事務局から説明をお願いします。審査により公平を期するため、事務局は適宜関係する委員の一時退席をご案内ください。

(介護保険課課長補佐)

議題1、資料2「地域密着型サービス事業者等の指定等について」ご説明いたします。

それでは今回ご審議頂く対象についてご説明致します。1ページをお願い致します。新規指定と致しまして、療養通所介護1件、地域密着型通所介護1件、指定更新と致しまして、認知症対応型共同生活介護1件でございます。

2ページをお願い致します。2ページから4ページにかけては、報告事項でございます。

まず、地域密着型サービスにつきましては、宿泊サービスを伴わない地域密着型通所介護の指定更新を9件、居宅介護支援の新規指定を1件、指定更新を12件行いました。

更新に先立ち実施した指導におきましては、問題ないものと判断し、指定更新をさせていただいております。

ご審議頂く前に、はじめに5ページをお願い致します。本日ご審議いただく事業所のうち、療養通所介護の『療養デイ思いやりキッズ』につきましては、現在事業を休止している『療養デイサービスサボテン』の事業再開に際し、「株式会社アース」より「社会福祉法人気づき」に対し事業譲渡を行い、事業所名を変更することを受け、新規指定を行うものでございます。詳細につきましては、後程6ページから8ページをご確認いただけます。

また、地域密着型通所介護の『リハビリデイサービスやまと』につきましては、「株式会社やまと介護」が「株式会社中央医療研究所」に吸収合併されることを受け、新規指定を行うものでございます。こちらの詳細につきましては、後程9ページから11ページをご確認いただけます。

これより、審議の対象となる事業所の詳細について説明となりますので、先ほど会長よりご指示のありました関係する委員は退出をお願いいたします。

< 委員退席 >

それでは、6 ページをお願いします。療養通所介護、名称は『療養デイ思いやりキッズ』運営法人は「社会福祉法人気づき」所在地は六高台 3 丁目 77 番地でございます。利用定員は 7 名とありますが、こちらの事業所は、事業所内で、児童福祉法に基づく障害児通所支援を実施するため、障害福祉サービスの利用者数も含めた定員数となります。介護保険法における療養通所介護の利用定員は 1 日あたり 3 名となりまして、定員に合わせた人員配置は記載の通りとなります。指定に係る確認も済んでおりますので、来る 6 月 1 日の指定を行う方向で進めてまいりたいと考えております。

なお、委員の皆様へ配布いたしました資料につきましては、こちらのページで 2 か所訂正がございます。

1 か所目は、上段の表、下から 3 行目、宿泊サービスの有無についてです。こちらの事業所は、本来宿泊を伴う事業所としての新規申請であったため、宿泊サービスの概要について記載しておりますが、事業者より、人員配置の都合上、新規指定時には宿泊サービスは行わない旨の連絡がございましたので、宿泊サービスは無しということで訂正をお願いいたします。

2 か所目は、下段の加算体制届出状況の表、右列、下から 2 行目と最下段、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」共に算定なしとありますが、皆様への資料配布後に事業者より連絡があり、「介護職員処遇改善加算」は「Ⅰ（いち）」を、「介護職員等特定処遇改善加算」は「Ⅱ（に）」を算定する旨の届出がありましたので、それぞれ訂正をお願いいたします。

以上、ご審議をお願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

特にございませんでしょうか。無いようでしたら、議題 1「地域密着型サービス事業者の指定について」のうち、新規指定の 1 件を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

< 異議なし >

(会長)

では、新規指定の 1 件は承認されました。事務局は退席した委員へ、入室を



指示して下さい。

< 委員入室 >

(会長)

続きまして、新規指定の1件、指定更新の1件、そのほか新規指定及び指定更新の報告につきまして議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

(介護保険課課長補佐)

続きまして、9ページをお願いします。地域密着型通所介護、名称は『リハビリデイサービスやまと』運営法人は「株式会社中央医療研究所」所在地は上本郷2931番地の1でございます。先程お伝えしましたとおり、こちらの事業所は運営法人の吸収合併に伴う新規指定でございますので、設備、勤務体制等につきましては現状指定を受けている状況と変更はございません。来る6月1日の指定を行う方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、12ページをお願い致します。認知症対応型共同生活介護、名称は『セントケアホーム矢切』、運営法人は「セントケア千葉株式会社」所在地は矢切99番地の11、日常生活圏域は矢切地区、定員は18名でございます。人員、施設、利用料金につきましては、記載の通りでございます。更新に先立ち実施した運営指導でも、基準上問題がなかったことから、来る6月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、説明させて頂きました2件について、ご審議をお願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

特にございませんでしょうか。無いようでしたら、議題1「地域密着型サービス等の指定について」を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

< 異議なし >

(会長)

それでは、議題1は承認されました。

最後にその他としてご意見・ご報告事項はありますか

(会長)

それではこれで、本日の議事は全て終了しました。私からは、以上です。進行を事務局にお返しします。

(司会)

川越会長 ありがとうございます。

最後に、事務局から連絡事項がございます。

次回の開催につきましては、7月28日(木)午後2時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日、お車でお越しの方がいらっしゃいましたら駐車券を職員にお申しつけ下さい。

以上をもちまして、令和4年度第1回松戸市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日は長時間ありがとうございました。